

令和８年度二見浦海水浴場監視業務及び駐車場整理業務委託仕様書

１．委託業務名

令和８年度二見浦海水浴場監視業務及び駐車場整理業務委託

２．委託期間

令和８年７月２５日（土）～ 令和８年８月１６日（日）

ただし、天候等により変更となる場合有り

３．就業場所

- ・監視員 二見町荘 二見浦海水浴場ビーチハウス３階
- ・駐車場整理員 二見浦海水浴場駐車場入り口

４．就業予定日

令和８年７月２５日（土）～令和８年８月１６日（日）の全日

悪天候時等は業務中止となる場合がある。

５．就業人員

期間中延べ５６名

各該当日毎に監視員１名を最低限配置し、安全が確保されるように配置すること。

※詳細は別紙１「令和８年度二見浦海水浴場 人員配置予定表」のとおり

６．就業時間

原則、下記の就業時間とする。ただし、繁忙・天候等で就業時間を変更する場合有り。

- ・監視員 午前９時～午後５時
- ・駐車場整理員 午前９時～午後４時

※警報発令に伴い遊泳禁止となった場合は別途観光協会と協議すること。

７．職務

（１）監視

①監視員

- ・監視員は、健康、体力及び判断面で監視業務の遂行に支障がない者を配置すること。また現地に配置されるまでに消防署が実施する「普通救命講習」を受講し、修了証の交付を受けた者を配置すること。なお、受講にかかる費用は委託料に含むものとする。
- ・監視員の出勤状況を確認し、適正な管理運営を行うこと。
- ・業務日誌を作成すること。
- ・監視員の労務管理及び衛生管理、その他労働環境について十分注意を払うこと。

②監視用品の準備

ビーチハウス１階倉庫から監視用品（電話機、双眼鏡、水温計、放送設備等）と業日誌を３階の業務場所（テーブル上）に準備すること。

③監視業務

- ・監視員は、遊泳者の安全を守り、水難事故のないように努めること。
- ・万が一、水難事故の発生の場合には、迅速に行動し、人命救助、応急処置及び救急車の手配等万全の処置を講じること。また、看護師配置時は看護師と協力し、迅速に対応すること。なお、処置に当たることにより監視業務が中断することのないよう、配慮しなければならない。事故について委託者及び関係機関に速やかに連絡すること。
- ・駐車場整理員のいない日に限り、監視員が駐車台数の把握を行い、車のナンバー（三重県内、県外）の記録をすること。
- ・禁止行為、危険な行為や遊泳客に危険を及ぼす恐れがあるジェットスキー等には注意すること。
- ・遊泳者への監視・指導等に係る放送業務を行うこと。
- ・救急箱を設置すること。
- ・気象情報（注意報・警報等）を毎朝確認し、監視員全員が把握すること。なお、遊泳の適・不適に関しては別紙２「令和８年度二見浦海水浴場管理運営基準表」を確認のうえ、青・黄・赤旗の指示等により遊泳者に適切に周知すること。
- ・遊泳に不適な状況が発生した際の遊泳禁止措置等は迅速に講ずることとし、特に緊急を要する津波、高潮の場合は、別紙３「地震・津波発生時対応マニュアル」に沿って受託者の判断により迅速に対応すること。

④巡視業務

- ・監視所から死角となる場所、あるいは浜辺の状況を確認するため、定期的に巡回すること（ブイ・安全看板を含む）。
- ・原則として気温・水温の計測時に、燃えるごみ、空き缶等のごみ類を拾って指定場所へ捨てること。

⑤管理運営

施設周辺の安全確認と簡単な清掃を行うこと。

（２）調査

①海水浴客数の調査

１日３回、下記の時間に海水浴客の人数を計測し、業務日誌に記録すること。なお、計測箇所は海水浴場内、旅館街裏の２箇所で計測すること。

計測時間・・・１回目：午前１１時　２回目：午後１時　３回目：午後３時

②気温及び水温調査

上記①の海水浴客数の調査時点での気温及び水温を計測し、業務日誌に記録すること。

（３）駐車場整理

- ・令和８年７月２５日から令和８年８月１６日のうち土曜日、日曜日、休日及びイベント開催日の他、海水浴場利用客の状況に応じて、駐車場整理員１名を最低限配置することとし、駐車場利用台数を記録する。又、車のナンバー（三重県内、県外）の記録をすること。
- ・駐車場整理員の出勤状況を確認し、適正な管理運営を行うこと。
- ・業務日誌を作成すること。

- ・駐車場整理員の労務管理及び衛生管理、その他労働環境について十分注意を払うこと。
なお、駐車場整理員の待機所としてテントを用意すること。

(4) イベント運営補助

委託期間内に開催する二見浦海水浴場を活用したイベントの準備・後片付けなど、イベントの運営に協力すること。また、イベント運営の補助にあたっては、委託者の指示に従うとともに、円滑なイベント運営が実現できるよう人員配置を行うこと。

(5) 監視所電話機の設置

監視用品として使用する電話機（携帯電話で代替可能）は受託者で用意すること。なお、用に要する費用は委託料に含むものとする。

(6) その他

- ・期間中の海水浴場敷地内における忘れ物の保管、盗難、紛失等の申し出については、親切丁寧に対応、保管し、適切に処理すること。
- ・配置する人員にかかる傷害保険及び業務における賠償責任保険に加入すること。

8. 入札書及び見積書の提出（申込書、辞退届の件確認）

入札（見積）者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税率10%を前提として、契約希望価格の110分の100に相当する価格（入札価格）を記載した入札書を提出すること。

また、業務にかかる一切の費用を記載し、税抜価格及び税込価格を明記した見積書を提出すること。なお、積算根拠となる内訳の詳細を記載し、単価を必ず記載すること。

提出事業者の住所、氏名、代表者等を記入し、押印した入札書及び見積書を提出すること。

9. 質問

(1) 質問の受付

本件見積に関する質問は令和8年6月10日（水）17時まで受け付ける（平日のみ受付）。

(2) 質問方法

郵送またはFAX（0596-27-1049）、E-mail（sakanaka@ise-kanko.jp）による。なお、質問書には必ず連絡先を明記すること。

(3) 回答

令和8年6月12日（金）17:00までにFAXまたはE-mailにて入札希望者全員に回答する。

10. 委託料の支払い

委託業務完了後、請求書に基づき一括払い

1 1. 発注

公益社団法人伊勢市観光協会 TEL：0596－28－3705

1 2. 提出期限

参加申込書 令和8年6月8日（月）17時まで

見積書 令和8年6月17日（水）17時まで

1 3. 提出場所

公益社団法人伊勢市観光協会 伊勢市本町16－2

なお、参加申込書、見積書の提出方法は事務局へ持参または郵送によるものとする。

1 4. 委託先の決定

参加申込書、見積書の提出後、最安値見積事業者を委託先として決定する。

ただし、安価発注による業務品質低下を防止するため、伊勢市観光協会で設定した最低制限価格を下回る場合は失格とする。

1 5. 予算額

1,262,000円（税別）

1 6. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の双方が別途協議してこれを定めるものとする。